

## 社会福祉連携推進法人 日の出医療福祉グループ 役員報酬等規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉連携推進法人日の出医療福祉グループ（以下「当法人」という。）定款第31条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬及び日当等（日当、交通費及び宿泊費をいう。以下同じ。）について定めるとともに、社会福祉連携推進評議会構成員（以下「評議会委員」という。）の報酬及び日当等について定める。

### (報酬等の支給)

第2条 当法人の職員（嘱託職員を含む。）を兼務し、月額給与、報酬、嘱託報酬等（以下「給与等」という。）の対価を受ける役員（以下「職員兼務役員」という。）に対しては、この規程に基づく報酬は支給しないものとする。

2 当法人から、給与等の対価を受けない役員（以下「非常勤役員」という。）については、業務に応じた報酬を支給する。

3 当法人の理事及び監事に対する報酬等（次条及び第4条第1項で定める日当を含む。）の支給額は、各々の各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲とする。

4 第1項及び第2項は、評議会委員に準用する。

### (職員兼務役員等の日当等の算定方法)

第3条 職員兼務役員に対する日当等の額は、別表1で定める額とする。

2 前項は、前条第4項の準用により前条第1項に該当する評議会委員に準用する。

### (非常勤役員等の報酬及び日当等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬及び日当等の額は、別表2で定める額とする。

2 前項は、第2条第4項の準用により第2条第2項に該当する評議会委員に準用し、別表2第1項の「決議の省略による意思表示」を、「書面による意見表明」に読み替える。

### (支給方法)

第5条 前2条の報酬及び日当等については、原則としてその都度支給する。

2 報酬及び日当等の支払いは、原則として役員から申し出のあった銀行口座への振込みとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 前3項は、評議会委員に準用する。

### (改廃)

第6条 この規程は、社員総会の議決を経て、改廃することができる。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て、別に定める。

**(附則)**

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

**(附則)**

この規程は、令和4年2月17日から施行する。

**(附則)**

この規程は、認定所轄庁の認定の日（令和4年8月1日）から施行する。

**(附則)**

この規程は、令和6年6月20日から施行する。

## 別表 1 職員兼務役員の日当等

### (1) 国内出張

役職名	日当の額	交通費	宿泊費
理事	5,000 円 午後の出発、午前帰着の場合は 2,500 円とする。 日帰り出張は 2,000 円とする。	別表 2 非常 勤役員交通費の項を 準用する。	実費支給とし、15,000 円 を上限とする。 ただし、東京都 23 区内は 20,000 円を上限とする。

### (2) 海外出張

役職名	日当の額	交通費	宿泊費
理事	10,000 円 車船中泊の場合は 3,000 円とす る。	国内出張に 準ずる。	1 泊につき、 A 地区 20,000 円 B 地区 15,000 円

A 地区：北米、中南米、欧州、豪州、アフリカ、中近東、シンガポール、韓国、香港、台湾

B 地区：A 地区以外の地域

## 別表 2 非常勤役員の報酬及び日当等

### 1 報酬（1 日当たり）

区 分	通常開催（web 参加を含む）	決議の省略による意思表示
理事会	20,000 円	10,000 円
社員総会	20,000 円	———

### 2 日当（行事等参加当日 1 日当たり）

- (1) 当法人の用務参加（行事、視察、会議、研修、監査等）：10,000 円  
 (2) 海外出張：20,000 円

### 3 交通費

- (1) 公共交通機関を使用する場合：実費支給（1 万円以上は領収書を添付すること）  
 (2) 私用車を使用する場合

- ① 燃料費：1 リットル当たり 10 キロメートル走行するものとして、その時の相場で単価を算出し、精算する。  
 ② 通行料：実費支給（領収書を添付すること）  
 ③ 駐車料：実費支給（領収書を添付すること）

### 4 宿泊費

- 1 泊につき 15,000 円を支給  
 ただし、東京都 23 区内及び海外出張の場合は、1 泊につき 20,000 円を支給